

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 29 日 (金) 第 502 号 の 18



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 指定居宅サービス事業所, 介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則を廃止する規則 (※) (高齢者生き生き推進課取扱い) 1
- 介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を改正する規則 (※) (高齢者生き生き推進課取扱い) 1

規 則

指定居宅サービス事業所, 介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第35号

指定居宅サービス事業所, 介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則を廃止する規則

指定居宅サービス事業所, 介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則 (平成11年鹿児島県規則第66号) は, 廃止する。

附 則

この規則は, 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

.....

介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第36号

介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を改正する規則

介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則 (平成21年鹿児島県規則第37号) の一部を次のように改正する。

第 2 条 の 見 出 し を 「 (届 出) 」 に 改 め , 同 条 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

- 2 前項の規定にかかわらず, 同項の届出は, 業務管理体制の整備に関する届出システム (法第115条の32第 2 項から第 4 項までの規定による届出に関する事務を処理する電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

附 則

この規則は, 公布の日から施行する。